

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年 4月25日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

平成29年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム』及び「連携推進懇談会」開催業務

(2) 業務の目的

奈良県においては、「古事記」「日本書紀」「万葉集」に代表される歴史素材を活用した行政施策を効果的に展開し、「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」を実現していくための取り組みとして、「記紀・万葉プロジェクト」を推進している。

「古代歴史文化賞」は平成25年度に島根県が創設し、古代から伝わるゆかり地が多く存在する本県をはじめ、三重県・和歌山県・宮崎県が参画して実施する顕彰事業であり、古代の歴史や文化に関する一般向け書籍で優れた作品を表彰するものである。この事業は、今年度の受賞作品決定を記念し、シンポジウムを開催することにより、全国に向けた情報発信を行い、現地への誘客を目指す。

また、首都圏のマスメディアや旅行事業者等を招待した連携推進懇談会を同時に開催し、古代の歴史や文化の魅力を5県が連携して発信することで、全国的な機運の醸成を図る。

(3) 業務の内容

- ① 計画・準備
- ② 記念シンポジウムの企画・実施
- ③ 連携推進懇談会の企画・実施
- ④ 会場での観光PRブースの設置、受賞作品の販売等の演出
- ⑤ 記念シンポジウムプログラム及び受賞作品等を紹介した冊子の作成
- ⑥ 記念シンポジウム参加申込の受付
- ⑦ 記念シンポジウム、「古代歴史文化賞」及び「記紀・万葉プロジェクト」に関する広報
- ⑧ 連携推進懇談会の招待者への案内状の作成、送付及び参加者の取りまとめ
- ⑨ 古代歴史文化賞奈良県賞(副賞)の製作又は購入
- ⑩ 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- ⑪ 打合せ協議

(4) 委託料上限額

12,100千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、平成29年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム』及び「連携推進懇談会」開催業務委託仕様書(以下「仕様書」)に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から平成30年3月26日まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成29年4月25日(火)から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

- (4) 平成29年4月25日(火)から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 奈良県競争入札参加資格者名簿において、「Q5 広告・イベント業務 ①広告・イベント業務」に登録していること。(ただし、提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。)

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県地域振興部文化資源活用課

電話番号 0742-27-8975

ファクシミリ 0742-27-0213

電子メールアドレス bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 仕様書の配布

平成29年4月25日(火)から同年5月23日(火)15時00分までの間に、(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県文化資源活用課ホームページ」から入手するものとする。

- (3) 平成29年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム』及び「連携推進懇談会」開催業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」)の配布

平成29年4月25日(火)から同年5月23日(火)15時00分までの間に、(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県文化資源活用課ホームページ」から入手するものとする。

- (4) 参加表明書、企画提案書等の提出

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 説明会の開催、質問の受付

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1)本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2)提出された提案書等は返却しない。

(3)本業務の詳細は、4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(4)本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではない。業務内容については、契約後改めて文化資源活用課との協議のもと進めるものとする。